

＊居宅介護支援事業所の方へ（情報提供）
居宅介護支援事業所のサービス担当者会議について

（令和２年２月２８日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室高齢者支援課ほか連盟事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第３報）」より抜粋

問９ 居宅介護支援のサービス担当者会議について、どのような取り扱いが可能か。

（答）

感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能である・
なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要である。

→新型コロナウイルス感染症に係るサービス担当者会議の柔軟な運用について初めて国の見解が示されましたので参考としてください。

また、利用者のモニタリング（による評価、アセスメントなど含む）につきましても、同様の措置をとることが適当と存じますので、訪問に関しては、利用者の状況確認の必要性に応じてご判断くださいますようお願い申し上げます。

なお、ケアプラン第５表、第６表には、直接訪問を実施しなかった旨の記録を行うよう併せてお願いいたします。

甲斐市役所 福祉部 長寿推進課 介護保険係
TEL：055-278-1693
FAX：055-276-2113